

3. 重点整備地区の区域設定

■ 重点整備地区とは

交通バリアフリー法では、一日あたりの利用者が5千人以上の旅客施設を中心として、重点的かつ一体的にバリアフリー化整備を推進する地区を『重点整備地区』として市町村が指定することができます。

本地区では、近鉄大久保駅とJR新田駅を中心とする徒歩圏（おおむね半径500m）の範囲を基本に、町内会・自治会の単位である町字界を考慮し、道路・水路などを地区の境界として定めています。

4. 特定経路・準特定経路の設定

■ 特定経路とは

交通バリアフリー法では、鉄道駅等の特定旅客施設と周辺の主要施設を結ぶ移動経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき移動経路を『特定経路』として位置付けます。

特定経路を構成する道路は、移動を円滑にするための一定の基準に適合する義務があります。

■ 特定経路・準特定経路を設定した考え方

● 特定経路の設定

移動円滑化基準に沿った整備を行う経路と、歩行者優先の道路整備を行う経路等に区分し、それぞれの整備方針に沿ったバリアフリー化を進めます。これらのうち、平成22年度までに移動円滑化基準に沿った整備が可能な経路について「特定経路」に設定しました。

● 準特定経路の設定

移動経路としての重要性が高く、バリアフリー化に関する整備に着手するものの、平成22年度までに完了することが困難なものや、歩車共存型での道路整備など移動円滑化基準を一部満足できないが出来る限りバリアフリー化を図る経路については「準特定経路」に設定しました。

【特定経路・準特定経路の区分】

	平成22年度までにバリアフリー化が完了する見込みのあるもの	平成22年度までにバリアフリー化が完了しないもの
移動円滑化基準を満足させる経路※1	特定経路	準特定経路
移動円滑化基準を一部満足できないが可能な限りバリアフリー化する経路		

※1 移動円滑化基準のうち、少なくとも2m以上の歩道幅員、縦断勾配、横断勾配及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する基準を満足させるものとし、それ以外の基準についてもできる限り満足させるものとし、

■ 特定経路、準特定経路の設定

【設定区分表】

特定経路1	近鉄大久保駅～（サティ大久保店）～宇治税務署
特定経路2	近鉄大久保駅～南宇治コミュニティセンター
特定経路3	近鉄大久保駅～宇治年金相談センター
準特定経路4	近鉄大久保駅～（平和堂100BAN）～JR新田駅
準特定経路5	近鉄大久保駅～（広野公民館）～（大久保小学校）～城南高校

【宇治税務署方面】



【南宇治コミュニティセンター方面】



【末広通り】

特定経路を構成する道路以外の駅前広場、通路等においてもバリアフリー化のための事業の実施に努めます。